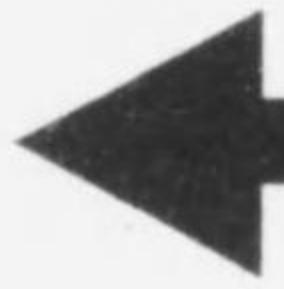


始



法社  
人團  
(日 本 旅 行 協 會)

ジャパン・ツーリスト・ビューロー

251  
781

## 目 次

本稿は通信博物館周知係の御援助を得て編纂致しまして、同係にて御校閲を願ひました。

### 郵便

内國通常郵便物	一
多數の郵便物を差出す場合	二
外國通常郵便物	三
内國小包郵便	四
外國小包郵便	五
郵便物の寸尺、重量制限	六
郵便の特急取扱	七
郵便の記録取扱	八
證明 郵便	九
現金を取立てる郵便	一〇
郵便物の配達	一一
軍事郵便	一二
	一三
	一四
	一五
	一六
	一七
	一八
	一九
	二〇
	二一
	二二
	二三
	二四
	二六
	二八



一頁

### 電信

#### 電報の種類

無線電報	四一
語數計算	四三
船舶宛無線電報	四九
保管	五一
<b>電 話</b>	
内地電話	五二
外地電話	五六
日満電話	五八
國際電話	五六

郵便爲替	
郵便爲替の種類	六七
國際郵便爲替	六八
<b>郵 便 爲 替</b>	
歐文通話表	七三
和文通話表	七四
慶弔電報文例	七六
外國祝賀電報文例	七八
國定ローマ字綴方表	八〇

附 錄

# 郵便

郵便物は大別して、通常郵便物、小包郵便物の二つとなつてゐます。これは郵便物の性質、内容や料金負擔の關係を考慮して區別したもので、何れに依るかは利用者の任意であります。書狀と葉書は通常郵便でなければ差出すことが出来ません。

## 内國通常郵便物

**第一種郵便物** とは次に示すものであります。  
 ① 書狀——特定の人に對する現實の通信文で郵便葉書に依らないもの。  
 ② 印刷書狀——全部又は大部分印刷した開封の書狀及盲人用點字の開封書狀。  
 ③ 各種に該當しない物件——第一種から第五種までの何れにも該當しない物件で、例へば指輪・證券など。  
 ④ 封緘物件——郵便物の内容が何種に屬するものであつても、之を封緘して差出しますと總て第一種として取扱はれます。  
 ⑤ 第一種又は第二種と他種との合裝郵便物——總て第一種郵便物として取扱はれます。  
 ⑥ 成規違反の葉書——例へば葉書の表面に通信文を書いたり、郵便葉書の文字を抹消したり、又は原形の儘で使用しない如きであります。(第二種郵便物の項参照)  
 ⑦ 通信文を記載した第三種乃至第五種郵便物——第三種から第五種迄の郵便物に對して、

通信文を記載しますと第一種郵便物としての取扱を受け、従つて不足料金を追徴されます。

第一種郵便物の料金		類	重 量	料 金
書 狀				
印刷書狀（左記の何れかに該當し且つ開封として差出すもの）				
① 全部印刷の書狀			一二〇瓦迄毎に	三 錢
② 大部分印刷の書狀であつて官公署・公共團體・社寺・學校又は營利を目的としない法人團體から差出すもの			二〇瓦迄毎に	四 錢
③ 大部分印刷の書狀であつて營業者から直接その營業に關して差し出すもの			六〇〇瓦迄毎に	五 厘
④ 盲人用點字の書狀				

**印刷書狀** 従來、無封書狀と呼んでゐたもので、次の條件を必要とし、もし之に該當しないものは總て有封書狀としての取扱を受けます。

① 誰れでも差出せる印刷書狀——名宛及び年月日・金額のやうな數字を除いたその他の部分が活版・石版・木版・コロタイプ版・寫眞版・謄寫版・蒟蒻版に依つて全部印刷されたもの（タイプライター・炭酸紙はいけません）及び盲人用の點字の書狀。② 一定の資格者だけが差出せる印刷書狀——上に示した官公署・公共團體等から差出す大部分印刷したもの、及び營業者から直接その營業に關して差出すので、大部分印刷したものであつて

も直接營業に關係のないものは印刷書狀とすることは出來ません。之等の郵便物の外部には必ず差出者の資格・氏名を明示することを要します。

**第二種郵便物** とは郵便葉書の類で何れも簡易通信に使用するためには生れたものであります。

**郵便葉書の表面に記載出来る事項** は次のものに限られています。  
 ① 差出人及び受取人の身分・職業・商標その他の稱號、電話番號・振替口座番號・電報略號・郵便私書函番號・取引銀行名・發送番號。② 日附及び至急・貴酬・机下等の慣用語又は敬語。③ 送達上郵便官署に必要な注意を示す事項。④ 繪葉書の表面二分の一以下に通信文。

**郵便葉書に添付又は加工** することは原則として出来ませんが、次のものは特に之を認めて居ります。① 郵便葉書を契約書・委任狀・受領證等にするため裏面に收入印紙を貼付した場合。② 郵便葉書に切手を貼付して之に記念の目的でスタンプの押捺を受けた場合。③ 往復葉書の返信部裏面に記念スタンプの押捺を受けるために切手を貼付して郵便局所に差出す場合。④ 私製葉書の裏面に裝飾・愛玩の目的で寫眞・紙片・樹皮などを規定に觸れない程度で全面を密着させて送る場合。⑤ 「郵便はがき」又は「郵便往復はがき」の文字及葉書料金印面（又は貼付した切手）を除いた部分に僅少な打出打抜を施す場合。

尚ほ、郵便繪葉書の表面二分の一以上に通信文を記載したり名勝スタンプを押ししますと、第一種郵便物として取扱はれます。

**私製葉書の様式** 標準を擧げますと、① 紙質は政府發行の通常葉書と同等以上。② 厚さは同様通常葉書を標

準。③ 寸法は縦十二厘八以上十四厘五以内、横八厘五以上十厘五以内。④ 重量は一枚に付三瓦を標準。⑤ 表面の色彩は白色又は淡色。⑥ 表面上部又は左側部の中央に「郵便はがき」又はこれに相當する文字（例へば Carte Postale）の文字を記載。

第二種郵便物の料金			
封往通 誠復常 葉葉葉 書書書	四二 錢錢錢	四四 錢錢錢	四四 錢錢錢
封往通 誠復常 葉葉葉 書書書	四二 錢錢錢	四四 錢錢錢	四四 錢錢錢
封往通 誠復常 葉葉葉 書書書	四二 錢錢錢	四四 錢錢錢	四四 錢錢錢
封往通 誠復常 葉葉葉 書書書	四二 錢錢錢	四四 錢錢錢	四四 錢錢錢

第三種郵便物 とは毎月一回以上定期に發行する刊行物で遞信局長の認可を得たものに限ります。

#### 第三種郵便物 の 料 金

種	類	重	量	料	金
第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物で左記以外のもの	六〇瓦迄毎に 以上六〇瓦迄	一一〇瓦迄毎に 毎に	五厘 五厘	五厘 五厘	五厘 五厘
①日刊新聞紙・官報・通信社發行の通信で發行人又は賣捌人から差出するもの	六〇〇瓦迄毎に 六〇〇瓦迄	一一〇瓦迄毎に 六〇〇瓦迄	五厘 五厘	五厘 五厘	五厘 五厘
②盲人用點字の定期刊行物	六〇〇瓦迄毎に 六〇〇瓦迄	一一〇瓦迄毎に 六〇〇瓦迄	五厘 五厘	五厘 五厘	五厘 五厘

第四種郵便物 とは書籍・印刷物・業務用書類・書・畫・圖・商品の見本・博物學上の標本等であります。

#### 第四種郵便物の料金

種	類	重	量	料	金
書籍・印刷物・業務用書類・寫眞・書畫・圖・商品の見本及雑型・博物學上の標本	一一〇瓦迄毎に 一一〇瓦迄毎に	三 一錢五厘	三 一錢五厘	三 一錢五厘	三 一錢五厘
①印刷物であつて毎月一回以上繼續刊行し且つ發行の都度その當月又はその翌月中に一月の發行に付百通以上差出すもので約束郵便の承認を受けたもの	一一〇瓦迄毎に 一一〇瓦迄毎に	一 一錢五厘	一 一錢五厘	一 一錢五厘	一 一錢五厘
⑥盲人用點字の書籍・印刷物及び業務用書類	六〇〇瓦迄毎に 六〇〇瓦迄毎に	五 五厘	五 五厘	五 五厘	五 五厘

業務用書類 とは全部又は一部を筆書したものであること、文書であること、特定の人に対する通信文の性質を有つてゐないこと——この三條件を必要とします。上記の條件を備へぬものを差出しますと、たとへ開封であつても之は第一種有封書状としての取扱を受けます。業務用書類とは新聞雑誌の原稿・戸籍謄本・履歴書・證明書・委任状・紙製の鑑札・統計書類等です。

商品の見本又は商品の雑形 商品の性質又は形狀を示すに足る數量を營業者と發受し、又は勸業の爲に官公署若くは公共團體と發受するものであつて、その物自體又はその容器及郵便物の外部に「商品見本」又は「商品雑形」と記載し、差出人又は受取人の營業名又は資格を記載したものでなければいけません。

第五種郵便物 とは農產物の種子の類です。一般の種子は勿論、その内容が苟くも播種、繁殖の目的であれば球根・塊莖・苗木の類や更に米穀検査所と検査員との間に發着する玄米その他養蜂・鶏卵・蠶種に至るまで何れも

農産物種子であります。

農産物の種子	第五種郵便物の料金
	一二〇瓦迄毎に一錢

六

### 多數の郵便物を差出す場合

同一の差出人が同時に多數の郵便物を差出す場合、それらの簡易迅速を圖るために次の様な便利な差出方法があります。

**料金別納郵便** これは從來「切手別納郵便」と言つたもので、郵便物に一々切手を貼付する代りに一定の印章を押捺し、料金は別に納付するものです。但し、この取扱を受けるには種類及料金額が同一である通常郵便物を、同一差出人から同時に五十箇以上差出す場合でなければなりません。

**約束郵便** 豫め承認を受けて料金後納の擔保金を納め、郵便物には一定の印章を押捺し、其の都度郵便切手を貼付したり料金を納めたりせずに、差出の翌月二十日迄に纏めて納める取扱であります。この取扱を受ける郵便物は定期刊行物・書籍・印刷物に限られます。殊に毎月一回以上繼續刊行の印刷物で、發行の都度その當月または翌月中に百通以上差出し遞信局長の承認を得た郵便物は、料金を低減される特典があります。

**市内郵便** は、同一郵便區市内に發着する同文または同一内容の郵便物で、同一差出人から同時に百通以上差出す場合に限りこの取扱を受けることが出来ます。之も郵便物には切手を貼付せずに所定印章の押捺を要します。

種類	料	金
料金別納郵便	一般郵便料に同じ	
約束郵便	一般郵便料に同じ 印刷物にして毎月一回以上繼續發行の都度其の當月又は翌月中に一月の發行に付百通以上を差出し低料差出の承認を受けたものは 百二十瓦迄毎に： ×××有封狀二十瓦迄毎に： ×第三種郵便物百二十瓦迄毎に： ×第四種郵便物百二十瓦迄毎に： 同时に三千一箇以上差出すときは三千一箇分より百二十瓦迄毎に：	一錢五厘 一錢五厘 一錢五厘 一錢五厘 一錢五厘
市内郵便		

**郵便區市内** 郵便局の配達區域を「郵便區」といひまして、これを更に市内と市外とに分けてあります。市内は局の所在地及びその附近のことで、反対に郵便區市外はそれ以外の地域を指します。

### 外國通常郵便物

種別	外國通常郵便物の種類と料金
満洲國、中華民國宛	料金
二〇瓦迄毎に	四錢
一二〇瓦迄毎に	二〇瓦迄以上二〇瓦迄毎に
五厘	二二〇錢
六〇〇瓦迄毎に	二二〇錢

七

## 内國小包郵便

○・五瓦迄		重 量 類		種 類		小包郵便物の料金	
一〇錢	一五錢	普通書留	一般地相互通	郵便同間	普通書留	一	一
二七錢	四二錢	普通書留	及南洋・關東・群島・內地	郵便同間	滿洲國宛	中華民國	其他の諸外國宛

信書及郵便禁制品以外のものは、何んでも小包として差出すことが出来ます。小包と通常郵便とは實質的には何らの區別がなく、通常、小包の何れに依るかは差出人の意思に依つて定まるわけでありますから、小包には郵便物の表面見易いところに「小包」と記載して、(書留ならば「書留小包」と)差出すことが必要です。信書は小包に出来ませんし、又合裝することも出来ません。尤も開封の送状又は添狀は小包に添附することが出来ます。

業籍用書類	價格表記箱物	價格表記書狀
盲人用點字の書	六〇〇瓦迄毎に	以上二〇瓦迄(以上五〇瓦迄民國宛に限る)
普通書留	五厘	一圓二〇〇錢錢
中華民國	一〇瓦迄毎に	以上五〇瓦迄(以上五〇瓦迄民國宛に限る)

農產物種子	小形包裝物	標型○寫本、商真、業務品見書用印學本畫類物上及の雜圖	第三種郵便物	第三種郵便物	郵便葉書
六〇〇瓦迄毎に	一二〇瓦迄毎に	一二〇瓦迄(以上六〇瓦迄行上し非ざる約中に當月行一刷物以は發以に	一二〇瓦迄毎に	一二〇瓦迄毎に	封往通緘復常葉葉葉書書
五五五厘	一錢五厘	以上五〇瓦迄(以上五〇瓦迄每に瓦迄迄)	五五五厘	五五五厘	四五二錢錢錢錢
八四〇錢錢	四八四二四〇錢錢錢錢	○○商業印刷品以上用書五〇本〇類〇瓦一瓦迄(以上五〇瓦迄每に瓦迄)	八四〇錢錢	八四〇錢錢	往通復常葉葉書書
二一〇〇錢錢					

外國小包郵便

外國小包は聯合條約加盟國、滿洲國、中華民國、米國、濠洲、英國、香港、海峽植民地、メキシコ、カナダ、ソヴィエツト、南アフリカ聯邦小包に細別され、これらは各小包交換條約に依つて、その取扱料金も亦異つて居ります。

外國小包郵便物料金(主要國)		名宛國		經由國		料金	
直經由國(カナ)		伊太利		獨逸(舊オースト)			
ダ英直 經由國 (カナ)	直接(佛船)	直接(日船)	英國(日船)	佛國(日船)	伊太利(日船)	直接(獨船)	
四三一 五五五 迄迄迄	四五五 瓦迄迄	五五五 迄迄迄	四五五 瓦迄迄	五五五 迄迄迄	五五五 瓦迄迄	五瓦迄	五瓦迄
六六六 錢錢錢	六三三 圓九六 錢錢錢	七二二 圓八八 錢錢	六六六 圓八八 錢錢	七二二 圓七八 錢錢	六六六 圓五二 錢錢	六圓五六 錢錢	六圓五六 錢錢
三三三 五五五 迄迄迄	三三三 五五五 迄迄迄	四五四 二二二 錢錢錢	四五四 二二二 錢錢錢	四五四 二二二 錢錢錢	一〇〇 五五五 迄迄迄	一〇〇 五五五 迄迄迄	一〇〇 五五五 迄迄迄
一〇〇 七七七 錢錢錢	一〇〇 三三三 圓三二 錢錢錢	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	一一一 六六六 圓五六 錢錢	一一一 六六六 圓五六 錢錢	一一一 六六六 圓五六 錢錢
四二一 五五五 迄迄迄	四二一 五五五 迄迄迄	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	一〇〇 七七七 圓二四 錢錢錢	九九九 圓六八 錢錢錢	九九九 圓四八 錢錢錢	九九九 圓四八 錢錢錢
九七圆 五五五 六六六 錢錢錢	九七圆 五五五 六六六 錢錢錢	七七七 圓三二 錢錢錢	七七七 圓三二 錢錢錢	七七七 圓三二 錢錢錢	五五五 圓四八 錢錢錢	五五五 圓四八 錢錢錢	五五五 圓四八 錢錢錢

別項「外國小  
包郵便物」の  
料金参照

		エ ヂ ア ト		直 接(日 船)		直 接(佛 船)	
		直 ダ 經 由		直 接(蘇 土)		直 接(經 由)	
		直 ナ ダ		直 港		香 港	
カ 合 衆	ア メリ カ 合 衆	海 峽 植 民 地	濠 洲 聯 邦	香 港	香 港	海 峽 植 民 地	濠 洲 聯 邦
其米本 他及 属地	ハ ワ イ ム	直	直	直	直	直	直
諸 島	フ イ リ ツ ビ ン	直	接	接	接	接	接
滿 洲 國	滿 洲 國	海 峽 植 民 地	① 二〇匁(一封度)又は其の端數每に 一〇匁(但し二〇匁迄) 四〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 五〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 六〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 七〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄)	② 一〇匁(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 五〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 六〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 七〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄)	一〇匁(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 五〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 六〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄)	一〇匁(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 五〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄)	一〇匁(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄) 五〇瓦(但し二〇匁迄) 三〇匁(但し二〇匁迄)
中 華 民 國	中 華 民 國	別項 「小包郵便物の料金」参照	別項 「小包郵便物の料金」参照	四五瓦又は其の端數每に 一〇匁(但し二〇匁迄)	三〇匁(但し二〇匁迄)	三〇匁(但し二〇匁迄)	三〇匁(但し二〇匁迄)

長 ・ 幅 ・ 厚	通 常 郵 便 物	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接
内 國 通 常 郵 便	内 國 通 常 郵 便	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接
一五センチメートル 三〇センチメートル 一五センチメートル	四〇センチメートル 三〇センチメートル 一五センチメートル	長、幅、厚を合せて一面の寸尺は六〇釐 價格表記箱物 長三〇 幅二〇 高一〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐

### 郵便物の寸尺・重量制限

郵便物の迅速・正確化を圖るために、取扱上に困難を招くやうな著しい重量の郵便物、或は容積の餘りに大きなものなどに對して差出上に制限を設けてあります。尙、今回次の如く制限範囲が擴大されましたので、いろいろ便利になりました。

長 ・ 幅 ・ 厚	通 常 郵 便 物	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接
内 國 通 常 郵 便	内 國 通 常 郵 便	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接	直 接
一五センチメートル 三〇センチメートル 一五センチメートル	四〇センチメートル 三〇センチメートル 一五センチメートル	長、幅、厚を合せて一面の寸尺は六〇釐 價格表記箱物 長三〇 幅二〇 高一〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐	九〇釐

## 郵便の特急取扱

一五

滿洲小包		中華民國小包		メキシコ小包		カナダ小包		包アビアン・フイリツ 英・法聯邦・小南		香港小包		狹海殖民地小包		ソヴィエト小包	
五キログラム	一〇キログラム	一貫三二〇匁	五キログラム	一〇キログラム	一貫三二〇匁	五キログラム	一〇キログラム	英・法聯邦・小南	アビアン・フイリツ 英・法聯邦・小南	香港小包	五キログラム	長さ一メートル二五	長さ一メートル二五	長さ一メートル二五	長さ一メートル二五
一〇キログラム	五キログラム	一貫三二〇匁	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	長さ一メートル二五	〇、五並長さ横周を合して一メートル八	長さ一メートル二五	二一六立方デシメートル
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	五五立方デシメートル	汽車汽船の通する 地方は二一六立方 デシメートル	汽車汽船の通する 地方は二一六立方 デシメートル	汽車汽船の通する 地方は二一六立方 デシメートル	汽車汽船の通する 地方は二一六立方 デシメートル
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	長さ三尺五寸並長さ及横周を合して六尺	長さ三尺五寸並長さ及横周を合して六尺	長さ三尺五寸並長さ及横周を合して六尺	長さ三尺五寸並長さ及横周を合して六尺

小聯合小包及米國		外國小包郵便物		内國小包郵便物		重 量	
一〇キログラム	但し速達及航空	六キログラム	但し速達及航空	六〇センチメートル	六〇センチメートル	一メートル	第一種制限なし
一〇キログラム	一メートル二五	一メートル	一メートル	六〇センチメートル	六〇センチメートル	一メートル	第一種制限なし
一〇キログラム	一メートル二五	一メートル	一メートル	六〇センチメートル	六〇センチメートル	一メートル	第一種制限なし
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル	第一種制限なし
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル	第一種制限なし
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル	第一種制限なし
一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル二五	一メートル	第一種制限なし

満洲國宛書狀制限なし  
其小形包裝物・價格表記箱物  
他

量

第一種制限なし  
第三種より第五種まで  
但し商品の見本及雑型  
業務用點字の書籍・印刷物  
書類(但し速達及航空  
二班)

○、  
二五  
班班

一四

一般郵便物と異つた特別の取扱をして迅く送達する方法として設けられたのであります。現行の制度としては速達・航空・別配達の三つが挙げられます。これらの郵便が何故速く著くかといへばその引受・遞送・配達の手續に特殊の方法を講じて極力時間を短縮することになつてゐるからです。

**速達郵便** ①内地ならば何處から何處へでも差出することが出来、途中の遞送には定期航空（後述のとおり原則としては有封書状と葉書に限る）・鐵道・自動車等を用ひて著けば直ぐ配達します。殊に左記各局の郵便局相互間には特別の速達便が設けてありますから、この地域内に發着するものは非常に速く送達されます。

#### 速達便の特別送達地域

- (一) 東京市内各局（砧郵便局を除く）、川崎、横濱市内各局（篠下及び金澤郵便局を除く）、鎌倉、横須賀、藤澤、平塚、小田原、熱海、川口、浦和、大宮、宇都宮、日光、栃木、佐野、足利、桐生、伊勢崎、前橋、高崎、熊谷、市川、船橋、千葉、土浦、水戸、吉祥寺、立川、八王子、川越。
- (二) 新潟、三条、長岡、新發田。
- (三) 名古屋市内各局、岡崎、豊橋、濱松、枇杷島、一宮、岐阜、大垣、桑名、富田、四日市、津、松阪、山田、瀬戸。
- (四) 金澤、高岡、富山。
- (五) 大阪市内各局、尼崎、伊丹、西宮、蘆屋、御影、神戸市内各局（六甲山郵便局を除く）、明石、舞子、姫路、吹田、守口、京都市内各局（上加茂、嵯峨及び醍醐郵便局を除く）、大津、彦根、福知山、舞鶴、新舞鶴、豊中、池田、布施、堺、濱寺、和泉大津、岸和田、和歌山。

#### (六) 廣島市内各局、吳。

#### (八) 高松、坂出、丸亀、善通寺。

#### (九) 松江、米子、今治。

(一〇) 下關市内各局（江ノ浦郵便局を除く）。門司、小倉、戸畠、若松、八幡市内各局、福岡市内各局（西新町及び姪濱郵便局を除く）、久留米、大牟田、佐賀、唐津、直方、飯塚、後藤寺。

#### (一一) 熊本市内各局。

#### (一二) 長崎市内各局。

#### (一三) 大分、別府、中津、佐伯。

#### (一四) 仙臺、鹽釜。

#### (一五) 青森、弘前、

#### (一六) 札幌、小樽、岩見澤。

②手紙や葉書に限らず、新聞・雑誌・書籍の類や小包（重量二二斤迄）でも總て郵便物の表面に「速達」と書き左掲の速達料を納めれば速達郵便として差出せます。なほ飛行機を利用して運ばれるものは原則として有封書状と葉書だけですが、その他のものでも特に航空遞送を希望する時は郵便物の表面に「速達」のほか「航空」と朱書し別掲の航空取扱料を納付すれば空中輸送することも出来ます。

#### 速達郵便料（此の外普通郵便）

① 郵便區市内宛	八錢
② 郵便區 外 配達局を指定したもの 宛 （一錢以上四 外 錢迄 に 實費額 を要したとき）	三〇錢 二十五錢

③ 料金額が不拂の時は最少額の料金を納めて差出すこと不足があれば不足額は受取人（もし受取人が納めなければ差出人）が納めることになつてゐます。なほ、差出は書留・價格表記・小包以外のものならボストに入れて

も差支ありませんが、集配局の窓口に差出すと概して早く著くことになります。④速達の返事を速達で受取りたい時、郵便物の表面に「要返信」と朱書しておけば受取人は十分間以内に返信を速達として配達人に依託出来ます。⑤午前零時から午前六時（十一月一日から翌年二月末迄は午前七時）の間に著いた速達は午前六時を待つて配達しますが、この時間中でも特に配達を希望するときは郵便物の表面に「時間外配達」と朱記するだけで特別の料金は要りません。

		航 空 取 扱 料 金 (此の外普通郵便)	
		種類	重 量
		第一種印刷書状に非ざる	迄六〇以 迄每〇瓦 に瓦
内 地	相互間	内 地	内 地
關 東 州	朝 鮮 •	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 又は 中 華 民 國
洋 群 島 相 互 間	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 又は 中 華 民 國
郵 便 物 一	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 又は 中 華 民 國
簡 便 付 一	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 樺 太 • 南	内 地 と 又は 中 華 民 國
内 地	内 地	内 地	内 地
國 满 洲	國 满 洲	國 满 洲	國 满 洲
間 北 支 那	間 北 支 那	間 北 支 那	間 北 支 那

小包	往復葉書	常葉書	封緘葉書	往来信各
迄〇以上 迄每〇瓦 に瓦五迄	迄〇瓦 迄每〇瓦	六〇瓦 迄每〇瓦	六〇瓦 迄每〇瓦	往返信各
五〇錢	九二錢	一〇錢	一〇錢	
一圓	二圓	五〇錢	五〇錢	
		一五錢	一五錢	
		三〇錢	三〇錢	
		八錢	八錢	
		一八錢	一八錢	
五〇錢	一圓	六〇瓦迄一八錢	六〇瓦迄一八錢	
五〇中圓 不國中圓 取宛華錢	三圓	七五錢	七五錢	
一圓	二圓	五〇錢	五〇錢	
五〇錢	一圓	一〇錢	一〇錢	
		六錢	六錢	
		四〇錢	四〇錢	
		一〇錢	一〇錢	

**別配達郵便**は郵便物が配達局に著けば直ぐ特使を出して配達するもので①朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島・關東州及び外國宛の書留又は價格表記とした郵便物に限りこの取扱を受けられます。②郵便受付時間外でも集配事務を扱ふ局ならば引受けます。③差出す時は郵便物の表面に「別配達」又は「何局別配達」と明記を要します。④料金は左表の通りです。もし配達里程不明の節は前掲「速達郵便」の例により最少額を納めることになります。

證明郵便

證明郵便とは郵便官署が取扱つた或る事實または内容を公に證明する特殊取扱制度です。この取扱を受けるには書留又は價格表記（内容證明を除く）とした郵便物に限られます。

價格表記		書留	種別	記録取扱料金
小包	通常	小包	通常	内地外相互通
同右	に物一貨書 五品○は留郵 錢は錢二〇圓迄每	別項「小包郵便物料金」參照	一〇錢	滿洲國宛
以上二一記 一一〇〇金 〇二圓額 錢○迄一 迄〇五 每錢錢	表記 一迄五 二〇二錢金 〇圓〇錢一 每錢、二〇 一以上圓迄		一〇錢	中華民國宛
每以上二記 一〇一圓額 錢二〇二 〇圓〇 迄錢	表記 一〇錢一 二〇圓		一〇錢	其の他の 國宛
々宛國に付省略	二〇表記 〇錢三 〇錢		一六錢	

特に鄭重な取扱を受けますが、萬一亡失の場合は表記金額を、毀損の場合はその損害額を賠償する點が書留とは異つて居ります。尙通貨を送る場合には必ず價格表記とせねばなりません。（價格表記金額は千圓まで）

普通の郵便物と區別して取扱ふ鄭重扱でありますて、萬一損失があつた場合はこれを補償するもので、其の點から觀れば一種の保險の如きもので書留及價格表記の二つが即ち之であります。

額を賠償する制度でありまして、郵便物の引受けに當つては受領證を差出人に交付し、配達の場合は受取人から受領印をとり取扱中は一々記録して郵便物の受授を明らかにし、送達の確實を保障するものであります。

# 郵便の記録取扱

別配達郵便料	(此の外普通郵便)
内 地 外 地 间	滿 洲 國 宛
———	———
陸上八料迄	三〇錢
以上四料迄毎に	二十五錢
船料を要したとき	實費額
通 常 郵 便 物	三 〇 錢
小 包 郵 便 物	二 〇 錢
通 常 郵 便 物	四〇錢
小 包 郵 便 物	八〇錢
その他の外國宛	五〇錢

**配達證明郵便** は貴重な物件や重要な書類などを差出す場合に、果して完全に配達されたか否か、また何日に配達されたかを知ることが出来るものです。

**引受時刻證明郵便** とは、郵便官署で郵便物を引受けた時刻を證明する取扱で、鑛業に關する出願や新案特許の願書などの如く、差出時刻の前後に權利の得喪が掛るものに利用して便利です。

**内容證明郵便** は郵便官署で何時、誰が、誰に宛てゝ如何なる内容の文書を差出したかを證明する取扱で、後日の證據とする催告・請求・承認・取消などの法律行爲をする場合、その他發送した文書の内容を後日の證據とする必要がある場合に利用されます。

引受時刻證明 (到達證明)	證明郵便料金				
	内地 外 地 相 互 間	滿 洲 國 宛	中 華 民 國 宛	そ の 他 の 外 國 宛	
郵便物差出の際 請求の場合		郵便物差出の際 請求の場合	郵便物差出の際 請求の場合	郵便物差出の際 請求の場合	外國宛通常郵便物聯合小包、ソヴィエット小包、香港小包、植民地小包、郵便物差出の際請求のものも、一〇〇錢、その他の外國宛
一箇に付 四 錢		一箇に付 四 錢	一箇に付 四 錢	一箇に付 四 錢	同上
同、差出後 八 錢		同、差出後 八 錢	同、差出後 八 錢	同、差出後 八 錢	五條約及約定に依る小包は無料、米國、比島宛書留は半額
五 錢		五 錢	五 錢	五 錢	同上

内 容 證 明	同二枚のものは一枚を増す毎に四 錢 は内一箇を除き他は最初の料金の半額	一〇 錢

## 現金を取立てる郵便

差出人の依頼に依つて受取人から金錢を取立てる特殊取扱に代金引替と集金郵便との二つがあります。

**代金引替郵便** 郵便物を名宛地の郵便局に留置いて、窓口で郵便物を受取人に交付の際その郵便物と引替に代金を取立て、之を差出人に送附するものです。通信販賣や遠距離地間の取引などに多く利用され、謂はば居ながら商賣の出来る便利な制度であります。尙、代金引替の取扱を受けるには、書留または價格表記とした郵便物で引換金額は千圓以下でなければいけません。又留置期間は内國郵便は十日、外國郵便は關稅を附したもののは二十日、關稅のないものは七日間となつてゐます。

**集金郵便** とは、差出人が委託する一定の證書または證券に依つて、受取人（支拂人）から金錢を取立てる取扱で、即ち郵便官署が債權者に代つて債務者の居宅に行き、債權を取立てるものであります。尤も郵便局留置とすることも出来ます。現金受領證・荷物引替證・船荷證券など色々な金錢取立に利用されます。（取立金額制限は證書三圓以上五〇圓以下、證券三圓以上一〇〇〇圓以下）

種別	現金取立郵便料金	中華民國宛	その他の外國宛
代金引換	内地外相互通	満洲國宛	
集金郵便	付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集	付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集	付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集 付證券は一五錢、六錢、集
	通常郵便物 二圓迄毎に一錢 額に付五 金送達料を要す	通常郵便物 二圓迄毎に一錢 額に付五 金送達料を要す	通常郵便物は、小包郵便物 とも二〇錢、外に代金引替 額又は換算額二圓迄毎に 付五 金送達料を要す

## 郵便物の配達

郵便物の配達方法には配達の特例として次の様なものがあります。

**留置郵便** 受取人の居所に郵便物を配達せず、郵便官署に一定期間（十日間）留置いて、受取人が出頭の際郵便物を交付する取扱です。旅行などの場合に利用して便利です。

**郵便私書函** 集配事務を取扱ふ郵便官署が一般利用者に貸與するために設けた郵便受函のことです。この受函には各番號が附されてあり、その番號を肩書した郵便物が到着すれば直にその私書函に配付されます。私書函の利

用者即ち受取人には各専用の鍵が渡されてありますから隨時開函が出来るので、到着したばかりの郵便物をすぐ受取ることが出来ます。郵便物の到着から配達までの所要時間を節約することが出来るので、一刻を争つて郵便物の到着を必要とする向、または居所に配達されたくない方にとって極めて便利なものです。

種別	内地外相互通	満洲國宛	中華民國 其他の諸外國宛
留置郵便	別に取扱料金を要せず	別に取扱料金を要せず	別に取扱料金を要せず
郵便私書函	（局に依り相違） 使用料年額二圓乃至六圓		

**課金別納郵便** は外國郵便にのみ設けられたもので、郵便物が名宛國に於て課せられる關稅などの課金を、差出人が豫め保證金を郵便局に預けて置き、名宛國からその課金額の通知があつた場合始めて之を精算する取扱であります。贈答品などを送る場合によく利用されます。課金別納は郵便物差出後でも請求することが出来ます。

課金別納料	小包郵便物差出後 請求の場合に限る	外國に差立準備着手前 同着手後	一〇錢 三六錢
-------	----------------------	--------------------	------------

**外國郵便の締切豫告** 常に外國郵便を差出される向は外國郵便交換局から郵便物の「締切豫告」を受けると便利です。外國郵便交換局とは、直接に外國へ郵便物を差立てたり、また外國からの郵便物を受取つたりする郵便

局で締切豫告の料金は次の如くです。

二六

東京中央、横濱、神戸中央、大阪中央各郵便局	長崎、門司、敦賀、下關、函館、小樽各郵便局
暦月一月又はその未満に付 一圓	暦月一月又はその未満に付 五十錢

尙、名古屋及博多の兩局は外國航空郵便の交換局であります。

## 軍事郵便

戰線と故郷をつなぐ郵便——これが軍事郵便であります。戰地又は之に準ずる土地に在る軍人・軍屬その他に發着するもので、戰時又は事變の際に「軍事郵便」と表記して差出す郵便物に限ります。

**軍事郵便物の取扱範囲** は北支・滿洲・揚子江・南支方面に在るもの又はこれに派遣する① 軍隊・軍艦・水雷艇・軍衙・軍人・軍屬若くは軍衙の許可を得たもの（例へば新聞通信員）から發するもの。② 以上に宛てゝ發するもの——であります。尙①の場合、差出郵便物は料金が無料 ② は總て有料（内國又は滿洲國宛料金に同じ）ですが差出資格の制限がなく、誰でも差出すことが出来ます。軍事郵便として差出すことの出来るものは次の如くです。

### 軍事郵便に差出せる郵便物の種類

軍事郵便	書 狀		私用 （一通の重量二〇瓦を超過しないもの、但し新聞通 信は二〇〇瓦迄 一通の重量 六〇〇瓦を超過しないもの 公用に限る）
	小葉 包 邮 便 物	書 物	
有料軍事郵便	①書狀 ②郵便葉書 ③新聞雑誌 ④書籍、印刷物、寫眞 ⑤小包郵便物	軍事郵便葉書、私製葉書	

**料金の未納・不足がないやうに** 特に注意を願ひます。若し不足の場合は一般の郵便と異つて總てこれを差出人に還付し、不足額の二倍の料金を徵收します。

**軍事小包郵便物** は總て書留扱に限られてあります。また差出の際は内容・品名・數量・價格等、郵便局で交付する小包送票に詳細記入することを要します。

重 量	軍事小包郵便物の料金											
	滿洲方面	五〇瓦迄	一〇瓦迄	二〇瓦迄	三〇瓦迄	四〇瓦迄	五〇瓦迄	六〇瓦迄	七〇瓦迄	八〇瓦迄	九〇瓦迄	一〇〇瓦迄
料 金	其の他の面	四三錢	四五錢	六三錢	七五錢	八錢	一	一	一	一	一	一

二七

**軍事郵便の特殊取扱** は書留・配達證明（公用に限る）留置・約束郵便及航空通常郵便（無料軍事は公用に限る）に限られています。尙詳細は郵便局におたづね下さい。

## 電 信

### 電 報 の 種 類

電報の種類を分類しますと、和文電報・歐文電報と言ふ風に電文に依つて區別することも出来ますし、その取扱方法に依つて通常電報・特別電報とも分類することが出来ます。更にまたその宛先に依つて内國・日滿・外國電報と言ふやうに分けることも出来ます。

**電報の書き方** は明瞭に書かぬと取扱中判讀を誤り、間違の因となるから可成くインキか墨で丁寧に書かねばなりません。文字は正確に、數字は大きく、特にニと二、ミと三、ヒと七、ハと八、リとソ等の紛はしい字は注意を要します。本文中の濁點又は半濁點文字は二字に計算されますからその文字の次は一字空けます。又和文數字の十は「一〇」と書き、三十五ならば「三五」といふ様に書きます。

電報の名宛は明瞭に書かぬと之亦遅れたり、配達出來なかつたりしますから、單に何々線何々驛前とか、何々市外とか云ふ様な俗稱や通稱の書き方でなく、何縣何郡何町何字何番地と云ふ行政區劃上の正しい名稱を簡単に

書くことです。當り前のことですが多忙の裡にもこう云ふ習慣をつけておくと能率に好影響を與へます。特に東京・大阪・名古屋等の大都會宛のものは必ず番地を添へて書き、肩書のあるものは忘れぬ様に注意して下さい。

#### 通常電報

		通常電報料金		
種 別		内 國 和 文 電 報	日 滿 和 文 電 報	外 國 歐 文 電 報
官 報	① 同一市町村内は官報私報とも一五字迄 一五錢、以上五字増每に三錢	一五字迄（五語） 三〇錢	以上五字増每に三〇錢	
私 報	② 内地相互間は官報私報とも一五字迄 三〇錢、以上五字増每に五錢	以上五字増每に六錢	六錢	
	③ 内地外地間は一五字迄は官報 私報四〇錢、以上五字増每に五錢	一五字迄（五語） 四〇錢	以上五字増每に四〇錢	
官 報	① 同一市町村内は官報私報とも五語迄 一五錢、以上一語増每に三錢	五語迄四〇錢、以上 一語増す毎に八錢	五語迄三〇錢、以上 一語増す毎に五錢	發信人及宛先に依つて減額されるものもあり
私 報	② 内地相互間は官報私報とも五語迄 三〇錢、以上一語増每に五錢	五語迄 以上一語増每に二〇錢	五語迄 以上一語増每に五錢	別項、外國通常電報 一語料金を参照
内 國 歐 文 電 報		内 地 外 地 間 歐 文 電 報		
官 報	① 同一市町村内は官報私報とも五語迄 一五錢、以上一語増每に三錢	五語迄四〇錢、以上 一語増す毎に八錢	五語迄三〇錢、以上 一語増す毎に五錢	
私 報	② 内地相互間は官報私報とも五語迄 三〇錢、以上一語増每に五錢	五語迄 以上一語増每に二〇錢	五語迄 以上一語増每に五錢	

★外地とは朝鮮、臺灣、樺太、小笠原島、南洋ヤツブ島を云ふ。

**電報の特殊取扱** は逐年その數を加へ、現在では次の如く極めて複雜多岐に涉つて居ります。なほ、特殊取扱の指定略號は本文字數に算入して料金を計算することになつてゐます。

① **至急電報** 特に急を要する場合に利用され、電報の中でも優先して取扱はれるものです。電報取扱時間外に受付けても別にその料金は不要です。

		至急電報料	
内國和文	指定略號 ウナ	官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍	右記に同じ
日満和文	ウ	通常電報又は隠語電報料の二倍	
外國歐文	D	官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍	
内國歐文	UR	官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍	
日満歐文	UR	官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍	

② **返信料前納電報** 返信を欲しい場合、発信人が受信人に代つて返信に要する料金を前納するものです。

内國和文	ナ	ツ	一般料金の外に返信に要する料金
日満和文	ナ	ツ	一般料金の外に返信に要する料金
外國歐文	R P		一般料金の外に返信に要する料金、但しサンチーム 未満の端数を附さぬこと

③ **照査電報** 「より正確」を期する場合に利用されるもので、送受信の際反復照合する電報であります。

内國和文	ム	ニ	一般料金の外に通常電報料の四分の一
日満和文	ム	ニ	一般料金の外に通常電報料の四分の一
外國歐文	T C		一般料金の外に通常電報又は隠語電報料金の二分の一

④ **電報受信報知** 電報の配達日時を知りたい場合に利用するもので、郵便に依つて發信人に報知するものと電信に依つて報知するものとの二種があります。

内國和文	②①ツツ	ニツ	一般料金の外郵便に依るものは三〇銭 一般料金の外電信に依るものは四〇銭(芝罘宛五錢)
日満和文	②①ツツ	ニツ	郵便に依るものは一般料金の外に四〇銭(芝罘宛五錢) 電信に依るものは一般料金の外に三〇銭
外國歐文	P C P		郵便に依るものは一般料金の外に四〇サンチーム 電信に依るものは一般料金の外に通常電報料の六語分

⑤ **追尾電報** 旅行者等に宛てた電報を、その行先に逐次追送する電報です。(追尾料金は原則として受信人から徴収)

内國和文	チ	ヲ	追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算
日満和文	チ	ヲ	追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算
外國歐文	F S		追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算

⑥ **再送電報** とは受信人の移轉、出發後等の場合に、更にその行先に電報を轉送するものです。（再送料金は原則として受信人から徵收）

内國和文	ナ	チ	再送一回毎に新に差出したものとして計算
日滿和文	ナ	チ	再送一回毎に新に差出したものとして計算
外國歐文	Retransmitted From		再送一回毎に新に差出したものとして計算

⑦ **同文電報** これは同一市町村に宛てゝ同時に同文の電報を差出すものです。

内國和文	ム	ヨ	原信の外は一通に付 一五錢
日滿和文	ム	ヨ	原信の外は同文謄寫料一通に付 一〇錢
外國歐文	T M X		原信の外は各謄寫に付 その語數五〇語迄一フラン、以上五〇語迄毎に五〇サンチーム（原信を含め電報通數と同數の謄寫料を要す）

⑧ **總名宛通知電報** とは同文電報の受信人に各名宛を通知する必要がある場合に利用するもので、外國電報に限り設けられてゐます。別に特殊取扱料金を要しません。指定略號は『CTA』

⑨ **時間外電報** 至急電報・新聞電報・船舶宛無線電報などの外、電報取扱時間外は電報を受付けないことになつてゐますが、この時間外にでも受付けるのが即ち時間外電報です。

内國和文	ラ	ラ	一般料金の外に一通に付 三〇錢
日滿和文	ラ	ラ	一般料金の外に一通に付 三〇錢
外國歐文			一般料金の外に一通に付 三〇錢

⑩ **夜間配達電報** 至急・時間外などの如く時間に制限のないものは格別ですが、普通の場合は午後十二時過ぎに配達局に到達したものは、この「夜間配達」の指定がなければ翌朝取扱時間開始までは配達を致しません。別に特殊取扱料金は不要。

和文は「タラ」外國歐文は『Nuit』

⑪ **留置電報** 電報を郵便局或は電信局に留置くもので、旅行者などによく利用されます。これも同様、指定するのみで別に取扱料金を要しません。和文は「ムナ」歐文は『TR』

⑫ **別使配達電報** 電報配達局から遠いところの人々に宛てる場合に利用されるものです。即ち配達局から四キロメートル以内の土地は無料で配達いたしますが、それ以上のところ又は島嶼に宛てる電報は、たとへ至急電報であつても郵便に依つて配達されます。別使配達料は受信人拂とすることも出来ます。

内國和文	マ	ツ	八キロメートル迄三〇錢、以上四キロ迄毎に二五錢
日滿和文	マ	ツ	滿洲國宛は五〇錢、これを超過せる場合はその實費額

外國歐文	X	P	宛先に依り相違するに付省略
★別使配達料受信人拂の指定	内國和文、日滿和文	マナ Express	外國歐文

(13) **解船配達電報** 沖合に碇船してゐる艦船に宛てる電報は解船配達の請求をしなければ郵便を以つて配達されます。解船配達料も亦受信人拂とすることが出来ます。

内國和文	ハ	水	一通に付三〇錢但し配達實費之を超過するときはその超過實費額
日滿和文	ハ	水	芝大連洲宛
			一圓五〇〇錢 四〇〇錢

★解船配達料受信人拂の指定

(14) **電話送達** とは電話加入者に宛てた電報を、受信人に電話を以つて送達するものです。一刻を争ふ商取引や至急を要する場合に利用して便利であります。これも指定するのみで特殊料金不要。指定略号は内國和文・日満和文は「ムチ」外國歐文の場合は「TF」

(15) **配達日時指定電報** 発信人が指定した日時より配達を開始する電報で、取扱範囲は内國・日満間に限られ、同一市町村に宛て同文の電報を五十通以上差出す場合に限ります。

内國和文	ヨイ	原信以下は一通に付 一五錢
内國歐文	M A	同 右

(16) **親展電報** は他見を憚るものに利用されます。即ち電報送達紙を封緘して配達するもので、特殊料金は不要です。内國・日満和文とも指定略号は「ニカ」

(17) **無緘電報** は外國電報に限り設けられた取扱で、これは上記の親展電報とは反対に、電報送達紙を封緘せずに配達するものです。指定略号は“OUVERT”

(18) **本人直渡電報** これも外國電報のみのもので、名宛人に直接電報を交付する取扱です。指定略号“MP”別に特殊取扱料金不要。

(19) **後廻電報** (課金指定LC) とは通常電報の次に通信閑散時に傳送される外國電報の一種で、料金は通常電報料の半額。但し差出資格として次の條件を必要とします。

1、取扱地——中華民國・ソヴェット聯邦・土耳其等を除く世界主要地。

2、用語——國際電信規則に於て使用を許された普通語の内どれか一ヶ國語を以て本文全部を記載しなけれ

ばなりません、但し固有名詞、會社名又は商品名等はそのまま記入が出来ます。

3、意義に關する制限——本文中に連絡した意義を有しない語辭、數又は名稱を包含する電報や、局でも電報

文の意義を解し難いと認めた電報は後廻電報として發信することが出来ません。

4、數、商標又は略語の制限——本文中に文字、商標若はFOB、CIF、YMC A、又はNYKの如く日常廣く使用せらるゝ略語で發信國の承認したもの混用することは差支へありませんが、是等は本文課金數の三分の一を超えてはなりません。但し其の三分の一が一語未満の端數の場合には一語に切上げることになつて居ります。(文字で數を記載したものは數字としての制限を受けません)

② 書信電報(課金指定 DLT又はNLT) 前記の後廻よりも一層低廉な料金で差出せる外國電報です。通信の閑散時に取扱はれるもので、次の條件が設けられてあります。1、料金——通常電報料の三分の一。但し一通の最低料金は二十五語分で之に満たないものも二十五語分の料金を課せられます。2、指定——米國・フィリップビン・香港・マカオ宛は“DLT”、その他の各地宛は“DLT”、3、配達方法——“NLT”は受付日の翌朝、“DLT”は受付日の翌々朝。4、用語——前記後廻電報の制限に従ふこと。

後廻電報の遅延する時間はどの程度かと云ふと、この電報は通常電報の後に傳送されるもので通信回線の輻輳状態に依り所要時分に差異がありますが、人爲的に保留する様なことはなく、大體通常電報より若干遅れる程度のものです。それに各國標準時に差異があるので普通電報で送信すれば夜中相手國に着信するものが後廻では翌日着信する位で、結果に於ては餘程至急の事件が新聞社關係でもなければ大部分この後廻電報の半額の料金で打信出来る方を使用する様にしたいと思ひます。尙参考迄に本邦の正午と主要國又は主要地との時刻を對照すれば

略左の通りであります。

時 差 (本邦 正午)		
備考	國名又は地名	時 分
AM は午前	敦 倫・巴 里 白 耳 義・西 班 牙	3 AM
PM は午後	瑞 典・諾 威・伊 太 利 伯 林・瑞 西・丁 抹	4 AM
	ソ ヴ エ ッ ツ ト 聯 邦 及 埃	5 AM
	亞 丁	6 AM
	孟 加 拉・古 倫 母 丹 力 卡 乍 多	8.30 AM
	蘭 貢	9.30 AM
	佛 領 印 度 支 那 海 峽 殖 民 地・シ ャ ム	10 AM
	香 港・上 海 刺 馬 尼	11 AM
	シ ド ニ ー ル メ ル ボ ル	1 PM
	ホ ノ ル ル	4.30 PM
	桑 港・晚 香 坡 シ ャ ヤ ト	7 PM
	市 俄 古・墨 西 哥	9 PM
	紐 育・華 盛 頓 巴 太 馬・秘 露・智 利	10 PM
	ヴ エ ノ ス アイ レス	11 PM
	リ オ デ ジ ャ ネ イ ロ	12 PM

③ 祝賀電報 クリスマス・新年・復活祭の祝賀文のみを記載した電文を、次の條件に従つて差出した場合に受けける料金低減の外國電報です。(1)、——受付期間——クリスマス・新年の祝賀電報は十二月十四日から翌年一月六日迄に差出すこと、復活祭の場合は毎年發表される公示期間内に差出すこと(2)、料金は通常電報料の三分の一、但し最低料金は十語分、それ以上は總語數に對する通常料金の三分の一。尚、本邦來着のものに對しては毎年意匠を變へた美麗な特殊送達紙を使用して配達いたします。指定略號は“XLT”(附錄文例参照)

**日支間電報** 支那事變の進展につれ、皇軍の占據地域が擴大すると共に支那との和歐文電報もその取扱地域が著しく擴張されました。この電報の記載方は大體内國電報の場合と同様です。

#### 取扱地域

- 北支及蒙疆方面——天津・北京・唐山・塘沽・豐台・通州・石家莊・北戴河・秦皇島・保定・濟南・太原  
承德・徐州・青島・四方・滄口・芝罘・威海衛(以上北支)　张家口・宣化・張北・德化・商都・大同・  
厚和・包頭・豐鎮・平地泉(以上蒙疆)
- 中支方面——上海・南京・蘇州・杭州
- 南支方面——廈門・鼓浪嶼

#### 料金

北支、蒙疆——和文	一語(五字)に付	二二〇錢 (特殊料金)
中支——上海迄	一語(五字)に付	三〇〇錢
和歐文とも	一語(五字)に付	三六錢
其の他	"	五〇錢 (特殊料金)

#### 南北支——北支に同じ

**慶弔電報** これは昭和十年の年頭にデヴューした「年賀電報」の好評に鑑み、更に時代の要求に添ふため制度を擴大し、前記の年賀電報の外に慶祝電報・弔慰電報を新に設けて之を綜合一括したものであります。何れも一定の文例に依つて差出す例文電報と、各自任意の電文より成る任意文電報とがあり、それぞれの内容にふさはしい

圖柄の送達紙を用ひて配達いたします。(附錄文例参照)

慶弔電報料					
①例文電報	同一市町村内	一五錢	同文料		
	内地外間	三〇錢			
②任意文電報	艦船・航空機に發着するもの	八〇錢	タク		
	一般電報料に同じ	五五錢	タク		
		三五錢	タク		
		一五五錢	タク		
		一五五五錢	タク		
		一五五五五錢	タク		

**寫眞電報** は寫眞・繪畫・設計圖その他發信人の手跡をそのまま受信人に傳へることの出来るもので、その迅速正確・料金の低廉は、逐年その利用を増大しつゝある電信界の花形であります。現在のところは東京・大阪間にのみに設けられてゐます。

寫眞電報及特殊取扱料					
種類	類	寫眞電報料	同報寫眞料	至急料	複寫料
甲 號(一八×二六釐)	八 圓	二 圓	八 圓	一 圓	
乙 號(一八×一三釐)	五 圓	一圓五〇錢	五 圓	六〇錢	
丙 號(一八×八釐)	三 圓	一 圓	三 圓	四〇錢	
丁 號(九×八釐)	一 圓	一 圓	一 圓		

新聞電報とは新聞紙上に掲載するため發信證票所持者から新聞社に宛て、差出す電報のことです。これに對しては新聞通信の社會文化向上の重要性を考慮して、その料金は特に低減し、更に豫約或は料金後納などの方法があり種々の便宜が與へられて居ます。

新聞電報料金	
内國和文	五〇字迄(1)内地各地間は三五錢、(2)内地と小笠原、臺灣、樺太、朝鮮、南洋ヤツブ島 ともに以上五〇字増す毎に(1)は二〇錢、(2)は三〇錢
日滿和文	本邦内地、臺灣、樺太、ヤツブ島と滿洲國又は芝罘間は一語に付二錢。朝鮮若は芝罘、又は滿洲國間若は朝鮮と芝罘間は一語に付三錢。朝鮮若は芝罘、
外國歐文	宛先、經由線路に依り相違するに付省略す

氣象通知電報とは中央氣象臺や測候所で發表する天氣豫報を、至急電報と同じやうに迅い取扱で、然も低廉な料金を以て通知する特別電報です。漁業・蠶業家は勿論のこと、颶風シーズンなどには一般家庭にとつても、災害豫防上に必要なものであります。但し官公署以外の者が地方天氣豫報を請求するときは其の地方の測候所の許可書を必要とすることになりました。

種類	符號に依るもの	譯文に依るもの
全般天氣豫報	一ヶ月分	一通分
全般氣象特報	三圓七五錢	一ヶ月分

全般氣象特報	一圓二五錢	一五錢	一圓六五錢	二〇錢
全般暴風警報	—	—	—	二〇錢
地方天氣豫報	二圓五〇錢	一〇錢	三圓二五錢	一三錢
地方氣象特報	一圓	一〇錢	一圓三〇錢	一三錢
地方暴風警報	—	—	—	一三錢

## 無線電報

海上はるかに航行する船舶に宛てたり、或は航空機の搭乗者に宛てたり、更に世界各國の土地に一瞬にして届けられる電報——これが無線電報であります。無線電報は送受信兩局が恰も談話するやうに通信交換を行ふものですから、その正確さは言ふ迄もないことで、通信速度は一秒間三十萬キロメートルの電波に依つて、一分間に一千文字を絶えず送受出来る迅速さであります。

無線電報料金
(1)陸地と船舶または航空機間一五字迄八〇錢、以上五字増每に一五錢、同文料一
(2)陸地に付四五錢、以上五字増每に一五錢、同文料一
(3)船舶局又は航空機相互間一五字迄五〇錢、以上五字増每に一〇錢、同文料一

日 满 和 文	① 陸地と船舶間 以上五字（一語）増每に	一五字迄 八〇錢
外 國 歐 文	別項「外國通常電報一語料金表」参照 發信局より陸上局迄の電信料金の外に陸上局と移動局との各取扱料を要す	一六錢

**外國電報の本文** に使用出来る語辭は、普通語・隠語・秘語の三種であります。後廻電報・書信電報を除き、同一電報中に何れの語辭を混用しても差支ありません。

**普通語 (PLAIN) 電報** とは國際電信上に使用を許された國語で記載され、その國語本來の意義に使用された場合の電報のことであります。文字又は數字で記した數で秘密の意義を持たないもの、略號名宛・商標・取引所相場・日常又は商業上の略號で發信國で承認したもの等電報中に混用を許されています。また普通語は國名・都市名・街路名・船舶名・航空機名等を一語として連記することを許されたものを除いて、國語の用法に従つて記載せねばなりません。これは十五字迄を一語として計算されます。

**隠語 (CODE) 電報** とは人爲的に作成された語辭、又は實在の普通語をその語が包有する以外の意義に使用し従つて文意の通じない語辭か、又は實在語と人爲語とを混用した電報のことであります。隠語の構成要件は五字以下の文字より成り、且つ音符を附した文字を含まぬことです。五字毎に一語と計算され、料金は通常電報料の十分の六、語數が五語に満たぬ場合でも五語分の料金を要します。

**秘語 (CYPHFR) 電報** 秘語電報とは秘密の意義を持つアラビア數字及普通語又は隠語の何にも當嵌らない語

辭・數字を以つて作られた電報のことであります。秘語も亦五字を以つて一語と計算されます。

**外國電報の料金** は特殊取扱料の外總て字語數に依つて計算し、著信地及經過線路に従つて額に相違があります。外國電報の料金は金「フラン」によつて定められ別に金「フラン」に對する邦貨換算割合を一年四期（一月から三月、四月から六月、七月から九月、十月から十二月）に分ち、各期に適用するものを各前期の終りに告示されますが、これは圓爲替相場の變動激しい爲であります。尙別表に外國電報金「フラン」料金を掲げました。

### 語 数 計 算

外國電報中有料語數に算入される部分は、課金指定、名宛、本文及署名文で其の他の額表と稱する部分即ち發信局名、番號、語數、賴信の日時、經過線路名及局用記事等は有料語數中に算入されません。

例へばビリオド（・）コンマ（，）等は傳送方請求があれば一般には記號の代りに Stop とか Comma の語が使用されて居ります。

次に語數計算上の規定を電報書法の順に従つて説明致します。

尙以下一語、二語と云ふ語數計算例が出て来ますが、一語の意味を説明しますと歐文（外國語又はローマ字綴日本語）では十五字（15 letters）までが一語計算となつて居ります。従つて十六字、十七字までは二語計算となり課金せられ以下同じ方式によつて課金せられます。然し暗號電報の一語は五字（5 letters）以内と限られて居ります。

此處で序ながら一音信と一語の區別をすると、

和文

歐文

一 音 信      十五字迄

五 語 迄

特に語 (Word) と字 (Letter) とを間違つたり混同せぬ様注意しなければなりません。

(イ) 指定 各課金指定は長さの如何に關はらず何れも一語に計算されます。但し規定以外の指定は各語辭毎に一語と計算されます。例へば「Rp 2.50」(返信料二圓五十錢附) の課金指令は一語に計算されます。

(ロ) 名宛 (一) 受信人名、住所其の他の補足事項は各語辭に付十五字迄毎に一語、但し文字又は數字の集合より成るものは各集合に付五字迄毎に一語と計算されます。

(二) 萬國電信局名録の第一欄に掲載された通りに書いた著信局名は字數の多少に不拘一語です。例へば「Van-couverbritishcolumbia」は一語で課金されます。

(三) 著信名が未だ局名録に掲載されてゐない場合に國名又は地方區劃名を以て之を補足したる場合の局名、例へば北米カリフォルニヤ州の「XYZ」なる新局に宛てた場合も、「Xyzcalifornia」の様に一語として取扱はれます。

(註) (一)(三)の場合若し發信人が分離記載しても受付局では之を一語に連結して計算して與れます。

#### (ハ) 本 文

(一) 普通語＝各語辭に付十五字迄毎に一語但し普通語と隠語を混用した場合には各語辭に付五字迄毎に一語とします。

(1) 隠 語＝各語辭に付五字迄毎に一語

(二) 秘 語＝各語辭に付五字迄毎に一語

文字と數字の集合或は文字と數字から成る商標はこの秘語の例に依つて計算されます。

(四) 本文中の略號名宛＝普通語電報中では各語辭に付十五字迄毎に一語、隠語電報中では五字迄毎に一語。

#### (二) 署 名

署名は各語辭に付十五字迄毎に一語、但し文字又は數字の集合より成るものは各集合に付五字迄毎に一語。

(註) 隠語電報の場合でも計算上隠語としての制限は受けません。

#### 語數計算例

現在(十三年十月)適用されてゐる料金は十三年四月に改正された換算率により次の如く規定されて居ります。

1 Gold frame converted at 67 sen

" " " " " 112 sen for Reply paid.

即ち一金フランが送信には六七錢であり返信料前納のときは、一金フランに付一圓十一錢となる。そこでこの換算率でフラン建で出て居る一語料金を圓に換算して料金を出す譯であります。

NLT TOURIST

NEWYORK

KINDLY CONVEY FOLLOWING MESSAGE TO GENERAL

LESLIE KINCAID AMERICAN HOTELS CORPORATION  
STOP IMMENSELY DELIGHTED YOUR ACCEPTANCE

WELCOME TO THE CITY OF TORONTO. PLEASE CALL 311 FOR INFORMATION CONCERNING YOUR ARRIVAL.

卷之三

例へば右の電報を打つに次頁の料金表を見るとニユーヨーク各州は一語3.70法とあるから  $67\text{銭} \times 3.70 = 2.47\text{銭}$  となります。即ち日本からニユーヨーク州までの送信料は一語二圓四十七錢となる事がお判りになると思ひます。

扱語數でありますが、この電報は書信（NLT）課金指定であるから假令廿五語に満たないときでも最低廿五語分は課金される譯であります。この電文は本文二十二語、宛名二語、課金指定（NLT）が一語分で合計廿六語分課金せられる事になります。

$$2.47 \times 26 \times \frac{1}{3} = 21.40$$

此の書信電報の場合は全料金の三分の一となるのであつて語數に三分の一を乗じた後一語料金を乗じてはなりません。つまり一度廿六語の料金を出してから、その三分の一を出す事になります。尙送信料と返信料（R.P.）とは一語料金が相違してゐますから返信料に就ては其都度電信局へ尋ねなければなりません。

主なる外國各地宛通常電報一語料金 (VIA ANTEN)

中華民國・上 ★香	海港	印度支那	蘭領印	佛羅印	亞細亞印	歐羅巴印	大洋洲印	阿弗利加地方
三一九	二六四	三一〇						
法五五	一三五	二一〇						
五四五三五三	四三二四	三一七	二一六	二一六	二一六	二一六	二一六	二一六
九五四六七五	六一五二	四七〇	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九
五九〇七四〇	三九一三		〇五〇一	〇五〇一	〇五〇一	〇五〇一	〇五〇一	〇五〇一



基隆無線電信局　臺灣、基隆  
臺南無線電信局　臺灣、臺南

航 行 航路區間

桑港線　桑港（ホノルル經由）横濱・神戸

シャトル線　横濱・神戸

歐洲航路　神戸・門司

臺灣航路　門司・上海

臺灣航路　門司・基隆

臺灣航路　上海・香港

臺灣航路　上海・基隆

同上所要航行日數

十 四 日

約 廿時間

三 日

四 日

約 廿時間

長崎、基隆、以後は臺南

第一日角島、第二日長崎、第三日基隆

航程と指定すべき海岸局名

横濱出帆後第二日までは銚子、第六日までは落石

横濱出帆後十時間位は銚子其の以後は潮岬但し紀淡海峡に入つては下津井、其の以西門司までは角島

門司出帆後第一日は角島、第二日以後は長崎

長崎、基隆、以後は臺南

第一日角島、第二日長崎、第三日基隆

れますが、其の内訳を説明すれば

(イ) 本邦陸線料　一語　六 錢

(ロ) 本邦海岸料　一語　二十四錢

(ハ) 外國船舶料　一語　四十「サンチーム」（船舶により相違する事あり）

## 保 管

内外無線電報共豫め或る海岸局に送り込んで置いて、其の船舶が通信圏に入つたならば其の電報を送信する様請求する事も出来ます。

此の海岸局の保管期間は特に請求ない限り發信の日から五日間で、若し名宛船舶に該電報が送れない時は沒書となります。従つて右期間満了前に局から右の通知がありますから、其際郵便又は電信の課金事務報を以て更に必要期間の保管方を請求することが出来ます。これでも尙送達が出来ないで没書となつた場合には該電報の海岸料及船舶料は發信人に還付されます。

# 電 話

## 内 地 通 信

### 市内電話

同一加入区域内で交換する電話であります。

### 市外電話

市内通話を除いた他の内地一般通話のことと、普通・至急の二種類があり至急通話は普通通話に優先して取扱はれます。

### 夜間通話

これは普通通話料三十銭以上の通話区域で、午後八時から翌朝七時迄の間に取扱はれる、料金低減の通話です。これにも普通及至急通話があります。

### 定時通話

とは特定の通話区域で、申込者の指定した時刻に取扱を開始するもので、加入者相互間の通話です。

### 呼出通話

電話を持たぬ人とも話の出来るものがこの呼出通話の制度で、通話の対手をその最寄の局に呼出して通話をするものであります。

### 臨時電話

とは冠婚・葬祭・各種會議・競技會その他多忙な場合、短期間加入の出来る制度であります。使用期間は開通の日から三十日以内となつてゐます。

①臨時電話架設料は	一、二、三、四級局	二〇圓
五、六、七、八、九、一〇、一一、一二級局		一〇圓
②電話使用料は日額	一、二、三、四級局	二圓
五、六、七、八、九、一〇、一一、一二級局		一圓
③附加使用料は	乙種増設電話器一箇毎に	三圓

**岸壁電話** 「海の宮殿」のやうな優秀船が一たび港に碇泊すれば、忽ち陸上との通信が必要となることは容易に想像されます。これらのため設けられた制度が即ちこの岸壁電話です。目下のところ、横濱及大阪港の左記岸壁又は棧橋繫留の船舶に限り、一日一回線毎に四圓の使用料及び一般通話同様の通話料を以て陸上と通話することができます。

岸壁電話施設場所	横濱港岸壁自一號至十二號	横濱港内國賀易棧橋A・B・C・D
大大阪阪阪阪阪阪阪	大大阪阪阪阪阪阪阪	大大阪阪阪阪阪阪阪
港港港港港港港港	港港港港港港港港	港港港港港港港港
繫繫繫繫繫繫繫繫	繫繫繫繫繫繫繫繫繫	繫繫繫繫繫繫繫繫繫
棧棧棧棧棧棧棧棧	棧棧棧棧棧棧棧棧棧	棧棧棧棧棧棧棧棧棧
橋橋橋橋橋橋橋橋	橋橋橋橋橋橋橋橋	橋橋橋橋橋橋橋橋
岸岸岸岸岸岸岸岸	岸岸岸岸岸岸岸岸	岸岸岸岸岸岸岸岸
第第第第第第第第	第第第第第第第第	第第第第第第第第
七七七七七七七七	七七七七七七七七	七七七七七七七七
繫繫繫繫繫繫繫繫	繫繫繫繫繫繫繫繫	繫繫繫繫繫繫繫繫
船船船船船船船船	船船船船船船船船	船船船船船船船船
所所所所所所所所	所所所所所所所所	所所所所所所所所

(以上、横濱中央電話局管内)

**船舶通話** 先きの岸壁通話の制度を更に一步進めて、無線の媒介に依つて大洋上の船舶にまで通話圏を擴大したものがこの船舶通話で、遠洋航路船との通話（遠洋船舶通話）、近海航路船との通話（近海船舶通話）及び沿海航路以下の船との通話（沿岸船舶通話）の三種類があります。料金は遠洋船舶通話は船と内地との距離に應じ一通話各三圓、十二圓、二十一圓の三段に分れ、近海船舶通話は一圓五十錢均一、沿岸船舶通話は普通通話料の外に五十錢となつてゐます。船舶名及び通話取扱地は次の通りです。

通話種別	船舶名	通話取扱地
遠洋	靖國丸 千穂丸 九十九丸	陸地相互間國際通話を取扱ふ電話官署に同じ
近海	京濱・東海・京阪神・中國及九州の各都市	

尙下記船舶との通話は當分の内、京阪神其の他の特定地から普通通話料に三十五錢を加へた料金で取扱ふことになつてゐます。

鴨綠丸・黒龍丸・ばいかる丸・富士丸・徳壽丸・景福丸・昌慶丸・金剛丸・興安丸・保安丸・深江丸。

(一) 陸上から 秩父丸又は靖國丸へ電話をかけるには、電話加入者はその所屬局に「〇〇丸へ船舶通話」と告げれば東京中央電話局の無線電話係（受付係）につながれますから、次の様に話して下さい。尤も東京中央電話局所屬の自動式電話の加入者は丸ノ内（23）「〇一〇一」とダイヤルを廻すと直接受付係が出ます。

「秩父丸一等船客春野一郎氏こちらは東京丸ノ内四一四一番ジヤパン・ツーリスト・ビューロー外人旅行部吉本」  
(二) 船舶から 陸上に電話をかけるには、申込みは船室の電話からでも「テレホンボックス」からでも出來直接無線電信局の窓口へ行つてもよいのです。

遠洋船舶通話料金及受付時間			
秩父丸の位置	普通通話料	受付時間	備考
(イ) 横濱より香港附近 近迄及び横濱より東 へ航程約四日間	最初の三分時迄 三分時を超過すると ときは一分時迄毎に一 圆	(中央標準時) 午前八時から 午後八時迄	(イ) 至急通話料は普通々話料 の倍
(ロ) 以後ハワイ通過	最初の三分間迄 三分時を超過する ときは一分時毎に四 圆	午前八時から 午後五時迄	(ロ) 通話取消料は普通々話至 急通話の區別に拘らず最初 の三分時迄の普通々話料の 十分の一
(ハ) ハワイ附近より ロスアンゼルス迄	最初の三分間迄 三分時を超過する ときは一分時毎に七 圆	午前八時から 午後三時迄	(ハ) 船舶の移動に伴ひ同一日 中の受付時間に長短を生ず るときはその長い方の時間 が當日の受付時間です

船舶の移動に伴ひ同一日（内地の日附に依る）中の通話に適用する料金に高低を生ずる場合にはそ  
の日だけは低額の料金にて取扱はれる。

靖國丸の位置	普通通話料	取扱時間	備考
(イ) 横濱より香港附近迄	最初の三分時迄 三圓	(イ) 横濱上海間午前迄八時より午後十一時	(イ) 至急通話料は普通通話料の二倍
(ロ) 香港附近よりボムベイ附近迄	最初の三分時迄 十二圓	(ロ) 通話取消料は普通々話至急通話の區別に拘らず最初の三分時迄の普通々話料の十分の一	(ロ) 後半十間午後ナーンボンボーアデンボークルグ間午前五時より午後十一時迄
(ハ) ボムベイ附近よりロンドン迄	最初の三分時迄 二十一圓	三分時を超過するときは一分時迄毎四圓	(ハ) 後半十間午後ナーンボンボーアデンボークルグ間午前五時より午後十一時迄
船舶の移動に伴ひ同一日(内地の日附に依る)中の通話に適用する料金に高低を生ずる場合にはその	三分時を超過するとときは一分時迄毎に七圓	最初の三分時迄	(ハ) 翌日かける通話でも前日から受付ける

外 地 通 話

外地通話は内地と、朝鮮、臺灣、樺太間の通話でありますて、この中、内地と朝鮮、樺太間は有線で連絡され

内地、臺灣間は無線で東京中央電話局を接続局として、無線と有線とが連絡されてゐます。従つて、内地、臺灣間の通話料は一通話時六圓均一で、土地に依る差異がありませんが、内地と朝鮮樺太間の通話は次の如く連絡料と首尾料とを以つて各局毎に定められてあります。

五七

## 日満通話

五八

日満通話は東京中央電話局、大連中央電話局間の無線連絡に依つて取扱はれる日満間の電話通話であります。電話加入者の通話は、毎日午前八時から、午後十一時迄受付け、非加入者の通話は午前八時から午後八時まで取扱つて居ります。

普通通話料	一通話時(三分間)毎に
至急通話料	同
	右

七	圓
十	四
四	圓

### 国際通話

國際電話は一九二七年に誕生以來發展を續け、現在に於ては地球上電話機の約九十五パーセントが相互に通話出来るまでに發展した國際通信界の花形です。國際電話は通話の國際性を考慮して、常に合理的であるやうに獨特の特殊制度を設けてあります。

#### 申込方

(一) 東京中央電話局の加入者は丸ノ内(3)(○一〇一)にダイヤルを廻すと直接電話局の無線電話係(受付係)が出ます。

手動式電話の加入者は局を呼び出して對手方の國名又は地名を、例へば「アメリカへ國際通話」或は「ベルリンへ國際通話」と告げますと直ぐに中央電話局の無線電話係(受付)へ繋がれます。

(二) 東京へ即時通話局の加入者川崎、足立、世田ヶ谷、荻窪、王子、蒲田、田園調布、落合長崎、松澤、赤羽、日吉の各局加入者は、自動式電話ならば「一一〇」をダイヤルし、局が出たら取扱者に對手方の國名又は地名を告げれば直ぐ東京中央電話局の無線電話係(受付係)に繋がれますからこゝへ申込下さい。

(三) 其の他の局の加入者前記以外即ち横濱、名古屋、大阪、京都、神戸、札幌局等の加入者は其の所屬局の取扱者に對手方の國名又は地名、請求者の電話番號を告げて一旦受話器をかけて待つと、最先順位で東京中央電話局の無線電話係へ繋がれるから其時更めて申込むのです。

(四) 通話局(郵便局、電信局又は電話局窓口)からの申込。局で國際通話券を貰ひ受け、之に夫々所定の事項を記入し通話券と一緒に、通話見込時分の通話料、例へば五分話したいときには五分間の通話料に相當する金額を窓口に差出すと通話終了後豫納金は精算されます。

種別 國際電話には通話者指定通話(パーソン・コール)、電話番號指定通話及呼出通知附通話の三種があります。

(一) 通話者指定通話(パーソン・コール)と云ふのは、通話申込の際相手の電話番號(不明のときは其の宿所)と共に電話口にかかる相手の人(又は其の代人)を指定するのであります。若し相手の人が電話番號の所に居らず外出中などの場合には、其の出先を搜して電話にかかる様取計つたり、歸宅時刻の判る場合などは更に其

の時刻に接続する等の手配をして、折角の電話が無駄にならぬ様に致します。通話料金は双方が電話口に出て愈々通話を始めた時から計算致します。取次の者が電話口に出ても本人が電話口に呼出されない間は料金は課せられません。此のパーソン・コールには次の様な色々な申込方があります。

1、ニューヨーク、五番街五五一の杉山太郎氏、當方は東京丸ノ内四一四一番河村次郎（相手が唯一人で、宛所も亦唯一の場合）

2、シャトル、イースト四五五三番チャールス・ジョンソン氏又はヘンリー・ブラウン氏、當方は大阪土佐堀四七五七番小村信一（相手が不在の場合は同一場所に在る代人でも差仕ないと云ふ場合）

3、ハバナ三六〇〇番又は七八番の井上氏、當方は神戸三宮一二三四番澤村太郎（相手が事務所と家庭と云ふ風に二つの場所の何れにか居るか判らない場合）

4、メキシコ・シティ、ビーグル〇番日本領事（領事不在ならば副領事）當方は横濱本局二〇五〇番藤井商會（相手を職名に依つて指定し、尙代人でも差仕ないと云ふ場合）

5、マニラのマニラ・ジエネラル・モータース社内日本語の話せる人、なるべく明日午前十一時頃通話出来る様に接続して下さい。當方は名古屋西五〇〇五番中京貿易會社（特に或る國語を使ふことを目的とし、且接続の日時を希望した場合）

6、ベルリン、ウンテル・デン・リンデン、アドロン・ホテル内太田一郎氏、當方は福岡一〇一番山田五郎、相手の電話口に出るのが午後七時以後になりますようでしたら當方は一三〇〇番の方に接続願ひます。（電話番號不明なれども宿所が判つて居り、且或時刻に於ては別の電話へ接續希望を申出する場合）

7、ロンドン、カヴェンディッシュ街三三番地のエヴァレット・アーノルド夫人、當方は東京銀座三〇〇四番田中花子、

話し中三分になつたら注意して下さい。（相手の宿所は判つて居ても電話有無の判らぬ場合、この場合先方で電話を持つて居らなかつたら呼出通話となります。又通告の途中時分の経過通知希望を添へた例です）

パーソン・コールでは若し指定した相手が見付からない場合には通話取消料のみで通話料金は課せられません。

(二) 電話番號指定通話　は國內の通話と同様に單に電話番號だけで申込むのであります。對話者の電話番號が判らない場合は、住所氏名を示します。通話料は請求者の電話と對話者の電話とが、互に通話し得る状態に置かれた時から計算されます。

(三) 呼出通知附通話　は相手が電話を持つて居ない場合に利用されるもので先方の呼出にはメッセンジャー・ボーキを派したり、他の局へ依頼したりして、出來るだけ呼出に努力を拂ふことになつて居ります。此の通話では相手の所在を早く知ることが必要ですから、申込の際相手の住所氏名は詳しく述べ、且職業等が判つて居るときは之を知せておくと便利です。特別に呼出料は要りません。尙通話料の計算は請求者が本人と通話を始めたときから起算されます。

**希望事項の申出**　國際通話では何れの申込に對しても、前例にもある通り、申込の際必要に應じて次の様な希望を附け加へて置くことも出来ます。これもパーソン・コールと同じく國際通話の一特色です。

(一) 何日何時頃接續を希望する　（此の希望に對しては正確に其の時刻に接續されとは限らないが、大體希望の時刻に接續されます）

(二) 或時刻以前、又は或時刻から或時刻までの間は請求者側の電話は別の電話へ接續を希望する　（此の場合

は豫め別の電話の番號を告げて置くこと。通話料は實際接續された方の電話加入者へ課金されます。

(三) 三分になつたら注意して欲しい（國際通話では豫め申出でないと通話の途中でかう云ふ通知がされない）

#### 特別指定事項の受付

(一) 商業上の通話の場合など通話の題目を豫め先方に簡単に傳へること。

（二）先方で通話をしてよろしく思ふときは申込の際「録音機」と告げれば、局では之を先方へ通知し、先方では夫れに必要な材料を前以て準備して電話にかかることが出来、且接續と同時に話の本題に入れるから大變便利です。右請求は出来る丈け分り易い簡単な言葉（英語に直して二語以内）で申出ること。

す  
先方の都合等の通報　通話を申込むと間もなく局から先方の都合判へば「

「」とか、「」さんは不在です」とかの知らせがあります。

**通話料金** 通話料は、通話種別に依る區別なく、總て對手地に依つて最初の何分時迄何圓と云ふ様に定められて居ります。三分以内でも三分時分の料金を課せられますし、三分を超えた場合は其の超過一分毎に三分時の通話

料の三分の一を課せられることになつて居ります、又米國方面へは日曜日に限り、歐羅巴方面へは土曜日に限り夫々特に安い料金で通話の取扱をすることになつて居ります。

尙通話開始の知らせをされ、分力の都合等を知らされた時に、回線に故障等が無いのに何の電話にも接続されない場合、又は先方が不在等の理由で請求著が通話の申込を取消されたやうな場合には取消料を課せられます。取消料

第上アジア地方						國際通話料金
シデ ン・ガラ ジヤ	バマジ ドヤ リラア	蘭 一 地 ア リラア	中華民國	印度海	對手地	
セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ト・ン	セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ン・ヤ	セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ン・ヤ	セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ン・ヤ	セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ン・ヤ	セ・エ ン・ジ ン・バ ジ・シ ン・ヤ	(通 三分時 迄の) 料
ラクク ヴ ラ ー ン バ	キ バ サ ー ク ジ ン	ケ レ ン ク ク ジ ン	ビ ン ク ク ク イ ン	ペ ン ク ク ク イ ン	ペ ン ク ク ク イ ン	ス 第
ト ン	ヤ ン ン ン ン ラ	ヤ ン ン ン ン ラ	ヤ ン ン ン ン ラ	ヤ ン ン ン ン ラ	ト ト ト ト ト ト	對手地
サ バ ジ ン ヌ グ	ブ バ ン ジ ュ ー	ム ム ラ ン バ ン	ム ム ア ダ ー ニ	メ ル ア ダ ー マ	ル ゼ ク マ シ ウ	(通 三分時 迄の) 料
ラ バ ジ ン ユ グ	ガ ー ン ラ バ ン	ー ア レ ー ー ム	ー ア レ ー マ ン	ー ン ダ ー マ ン	ン ゼ ク マ シ エ	對手地
六 六 六 六 六 六	六 六 六 六 六 六	六 六 六 六 六 六	六 六 六 六 六 六	六 六 六 六 六 六	六 六 六 六 六 六	(通 三分時 迄の) 料

セ	タスシ ンジン ヨンゲ ンブベ インギ ラトリ	テビング テイブ インギ	佛領印度支那 カッペルサ	マ・レ カツ ベル 一	サブシ ノヨ ンゴ ベロ	リ第 バ マ カザ ザ 比律賓群島 地 カゾン 一 地 ゴ ベロ	レフバ オ ト ・ マツ ツキ ング バ ラ ニ サ ヤボ ケ イ ンラン ー帶 マ カ レ ツ ペ ル 一 一
タスシ ンジン ヨンゲ ンブベ インギ ラトリ	テビング テイブ インギ	佛領印度支那 カッペルサ	マ・レ カツ ベル 一	サブシ ノヨ ンゴ ベロ	リ第 バ マ カザ ザ 比律賓群島 地 カゾン 一 地 ゴ ベロ	レフバ オ ト ・ マツ ツキ ング バ ラ ニ サ ヤボ ケ イ ンラン ー帶 マ カ レ ツ ペ ル 一 一	セ
タスシ ンジン ヨンゲ ンブベ インギ ラトリ	テビング テイブ インギ	佛領印度支那 カッペルサ	マ・レ カツ ベル 一	サブシ ノヨ ンゴ ベロ	リ第 バ マ カザ ザ 比律賓群島 地 カゾン 一 地 ゴ ベロ	レフバ オ ト ・ マツ ツキ ング バ ラ ニ サ ヤボ ケ イ ンラン ー帶 マ カ レ ツ ペ ル 一 一	セ
タスシ ンジン ヨンゲ ンブベ インギ ラトリ	テビング テイブ インギ	佛領印度支那 カッペルサ	マ・レ カツ ベル 一	サブシ ノヨ ンゴ ベロ	リ第 バ マ カザ ザ 比律賓群島 地 カゾン 一 地 ゴ ベロ	レフバ オ ト ・ マツ ツキ ング バ ラ ニ サ ヤボ ケ イ ンラン ー帶 マ カ レ ツ ペ ル 一 一	セ
タスシ ンジン ヨンゲ ンブベ インギ ラトリ	テビング テイブ インギ	佛領印度支那 カッペルサ	マ・レ カツ ベル 一	サブシ ノヨ ンゴ ベロ	リ第 バ マ カザ ザ 比律賓群島 地 カゾン 一 地 ゴ ベロ	レフバ オ ト ・ マツ ツキ ング バ ラ ニ サ ヤボ ケ イ ンラン ー帶 マ カ レ ツ ペ ル 一 一	セ

第  
ラサモヘカババタモクメママカボーラ  
ツン  
のクルのイークロニルカニム  
ドゲーントンラニラ他ンワム  
ール・ガロバツ各グイヤロラ  
各地ナルダナスキンク地ワンヌウトウ  
地

	パ	マ	マ	ラ	バ	一	ラ	第
バ	ソサマダババ	ソカエバ	ソラサナダバ	一ラ				
シ	ンラグヤウン	バーグウ	ウン					
ン	・							
ヤ	カ	ンテガ	ナバウン	の1フ	ギ	モ	ゾウ	三
コ	他	シリ	他	ニエ	ル	ウ	ン	ニ
ム	ル	バイシ	チエチテ	他オル	リテ	ア	オ	地
ツ	各	1バンスナ	各	ンナ	ン	イ	ーン	オーン
ク	國	キン	アシイイ	各	ド	イ	ル	(ル)
	地	ングタン	地	ハオン	・	スグ		帶

郵便爲替

## 郵便爲替の種類

通常爲替 最も一般に利用されてゐるもので、まづ爲替振出局から拂渡局に爲替の案内を送附して置き、爲替證書は差出人から受取人に送達するものです。この證書一枚の金額制限は三百圓迄です。

電信に依りて舊替金額・受取人宿所氏名・差出人氏名等を拂渡局に通報し、  
爲替證書は拂渡局から受取人に送達するものであります。至急を要する場合の送金に利用されます。この證書一枚の金額制限は五百圓をです。

小爲替は上記の爲替類と異つて案内式でなく、その他取扱がすべて簡単である點が特長で、主として小額

金用の爲替であります。この證書一枚の金額制限は二十圓迄です。  
爲替の特殊扱い郵便や電信などにあつた如く、爲替にも色々な特殊取扱制度が設けられてあります。主なるもの

**線引譲渡** これは爲替證書の裏面に二本の線を引き、之を銀行に譲渡するもので、銀行を指定した場合は、その平行線内に銀行名を記載するのであります。

証書送達　は通常爲替に限られた制度で、普通郵便なり速達なり航空便なりに依つてその證書を受取人に送達するものです。

**拂渡停止**　通常爲替及電信爲替の差出人は、何かの都合で爲替金の拂渡を停止したい場合は、その請求をすることが出来ます。

拂戻局・拂戻局の變更をすることも出來ます。但し通常爲替と電信爲替の差出人または受取人に限ります。  
爲替金拂渡済否取調 確に受取人に拂渡されたかどうかを調べるもので、この通知方法には郵便及電信に依る二種類があります。

國際郵便爲替

國際郵便爲替 とは外國との約束に依つて交換する郵便爲替のことで、これに對し國內でやりとりする爲替のこととを内國爲替と言ひます。これらの主なる交換國名・振出制限額を示しますと次の如くです。但し外國爲替管理法に依り一口邦貨千圓に限られます。

*ダ ン デ ツ ヒ	一ペニーより	四〇ボンド迄
*エ デ ブ ト ヒ	一ペニーより	四〇ボンド迄
*フ イ ン ラン ド	一ペニーより	四〇ボンド迄
*ス イ ン ラン ド	一ペニーより	四〇ボンド迄
*ダ ン デ ツ ヒ 門・退 イ	一ペニーより	四〇〇圓迄
*ダ ン デ ツ ヒ 満 洲 の 國	一錢より	一錢より三〇〇圓迄
*ダ ン デ ツ ヒ 英 中 華 民 國	一ペニーより	一圓より二〇圓迄
*ダ ン デ ツ ヒ 澳 洲 國	一ペニーより	一圓より五〇〇圓迄
*ダ ン デ ツ ヒ 他 國	一ペニーより	四〇〇圓迄
①通常爲替は ②小爲替は ③電信爲替は	一錢より 一ペニーより 一ペニーより	四〇〇圓迄 四〇〇圓迄 四〇〇圓迄
各いづれも	一セントより 一セントより 一セントより	二〇ボンド迄 一〇〇ドル迄 一〇〇ドル迄

\*印は電信爲替をも交換し得る國にしてその内スウェイス・ドイツ・オランダ領東印度・エザプロト・オランダ・ボーランドと交換するものは無線電信に依つても送達することが出来る。

國際郵便爲替には内國爲替にあつた種類の外に次のものがあります。尙、國際小爲替は日満間にのみ限られた制度であります。

代金引替爲替は通常は小包郵便引替代金送附用として通常爲替に準じて取扱はれてゐる爲替です。  
爲替に通信文が書けるとすれば、どんなに便利なことでせう。殊に遠い外國にある向に送金する場合など、然し國際爲替はこの要求を次の如く満たして呉れます。

#### 爲替に通信文の書けるもの

*聯合約定又は中華民國との 滿 洲 國 と 交 換 す る	約定に依る 通 常 爲 替 ・ 電 信 爲 替
聯合約定加盟國は日本、獨逸、オーストリー、ベルギー、丁抹、スペイン、フランス、伊太利、諸威、和蘭、瑞典、瑞西等の六十九ヶ國。	

國際爲替の特殊取扱の内で内國爲替と同様、或はこれに準ずると認められるものを挙げますと爲替證書留置・證書別配達・證書の航空送達・拂渡済通知・取調請求・取戻及拂戻・拂渡停止等でありまして、國

際爲替の特別なものとしては爲替の有効期間を更新するために日附認證の制度があります。尙これらの料金に就ては最寄の郵便局におたづね下さい。

## 附 錄

七二

### 歐文通話表

### 和文通話表

### 慶弔電報文例

### 外國祝賀電報文例

### 國定ローマ字綴り方表

八〇六四三頁

## 歐文通話表

(歐文電報託送用)

文 字		
Asia の A	Bombay の B	Canada の C
Denmark の D	England の E	France の F
Glasgow の G	Hongkong の H	Italy の I
Japan の J	Kobe の K	London の L
Manila の M	New York の N	Osaka の O
Paris の P	Queen の Q	Rome の R
Shanghai の S	Tokyo の T	Union の U
Venis の V	Washington の W	X-mas の X
Yokohama の Y	Zero の Z	
數 字		
1 數字のヒト	2 數字のフタ	3 數字のサン
4 數字のヨン	5 數字の ゴ	6 數字のロク
7 數字のナナ	8 數字のハチ	9 數字のキウ
0 數字のマル		
記 號		
・終點	, 讀點	( ) 括弧 / 斜線
通話方法		
一 文字ヲ送ルニハ例へバ「A」ヲ Asia の A ト通話スルガ如シ		
二 數字ヲ送ルニハ例へば「1」ヲ數字の「ヒト」ト通話スルガ如シ		
三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「( )」「右向括弧」「)」「左向括弧」ト通話スルモノトス		
四 語ト語トノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス		

七三

七二

和文通話表

(和文電報訳送用)

七四

大ヤ	ヤ	燐マツ	マ	葉ハガキ	ハ	名ナ古屋ヤ	ナ	煙タバコ	タ	櫻サ克拉	サ	爲カワセ	カ	朝アサヒ	ア
和ト	寸チ	寸ノ	マ	書ガキ	ハ	草ノ	タ	草ノ	タ	サ	サ	替ノ	カ	日ノ	ア
ノ	ヤ	ノ	マ	ノ	ハ	ノ	タ	ノ	タ	サ	カ	ノ	カ	ア	
蜜ミ柑ミ	ミ	飛行機ヒカウキ	ヒ	日ニツ本邦ニ	ニ	千ア鳥ドリ	チ	新シ聞ノ	シ	切キツ手ノ	キ	イロハノ	イ		
柑ノミ	ミ	ノ	ヒ	ノ	チ	ノ	シ	ノ	シ	ノ	キ	ノ	キ		
弓ユ矢ノ	ユ	無ム線セン	ム	富フ士ヤサン	フ	沼ヌ津ノ	ヌ	鶴ツヅク	ツ	雀スズク	ス	車クルマ	ク	上ウエノ	ウ
ノ	ム	ノ	フ	ノ	ヌ	ノ	ノ	ツ	ツ	ノ	ス	ノ	ク	ノ	ウ
明ユメ治ノ	メ	平ヘイハノ	ヘ	鼠ネキノ	ネ	手紙ガノ	テ	世カノ	セ	景ケシ色ノ	セ	英エイゴ語ノ	ケ		
ノ	メ	ノ	ヘ	ノ	ネ	ノ	テ	カ	テ	ノ	ス	ノ	エ		
吉ヨシ野ノ	ヨ	紅モ葉モ	モ	保ホ	ホ	野原ハラ	ノ	富山ヤマ	ト	算盤ソロ	ソ	子コドモ供ノ	コ	オサイ	オ
ノ	モ	ノ	モ	ノ	ホ	ノ	ノ	ノ	ト	ノ	ソ	ノ	コ	オ	

法方話通	號記	字數	字				
三二	一 記號ヲ送ルニハ例ヘバ「ア」ヲ「朝日ノア」ト通話スルガ如シ アルモノハ例ヘバ「バ又ハバ」ヲ「葉書ノハニ濁點」又ハ「半濁點」ト通話スルガ 如シ 記號ヲ送ルニハ例ヘバ「一」「ヲ「數字ノヒト」ト通話スルモノトス	一 長音 音	六 數字ノ ロク	一 數字ノ ヒト	一 藤ワラビ ノ	ワ ラヂオノ	ラ
		、 區ク 切 點	七 數字ノ ナナ	二 數字ノ 二	ハ 濁ダク ノ	井ヰ牛 戸ド	林リシ 榆ゴ
		一 段	八 數字ノ ハチ	三 數字ノ サン	。半ハシ 濁ダク 點	留守居牛 居ノ	ル
		（下向括弧 ）	九 數字ノ キウ	四 數字ノ ヨン	鉤カギ ノアル ノ	蓮レシ 華ダ	レ
		（上向括弧 ）	〇 數字ノ マル	五 數字ノ ゴ	尾ヲ 張ハリ ノ	口 ローマノ	口

七五

慶弔電報文例

七六

① 廣祝文例

例

例	文	略號
出産	イ	御安産ヲ祝ス
入學	ロ	御入學ヲ祝ス
卒業	ハ	御入學御芽出度ウ
合格	ニ	合格ヲ祝ス
同	ト	御卒業ヲ祝ス
結婚	ホ	御卒業御芽出度ウ
同	ヘ	御結婚ヲ祝ス
榮轉	チ	華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈ル
榮進	リ	謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマス
入選	ヌ	御榮轉ヲ祝ス
入賞	ル	御榮進ヲ祝ス
當選	マ	御入選ヲ祝ス
當選	ス	御入賞ヲ祝ス

優勝	成功タヨ	御優勝ヲ祝ス
安着	レタソ	御成功ヲ祝ス
歸朝	ソツソ	御安着ヲ祝ス
壽賀	ツツネ	無事御歸朝ヲ祝ス
會合	ツツネ	還暦ノ御祝典ヲ賀ス
落成	ナネツ	御盛會ヲ祝ス
開業	ラナム	新築落成ヲ祝ス
入營	ウム	新開業ヲ祝ス
凱旋	オノキ	御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル
共通	ウム	御入營ヲ祝ス
マヤク	アル	御輝アル凱旋ヲ祝ス
オノキ	ウム	御盛典ヲ祝ス
御芽出度	ウム	御芽出度ウ
謹ミテ	ウム	謹ミテ御祝ヒ申シマス
御出征	ウム	晴ノ鹿島立ヲ祝シ一路御平安ヲ祝ル
フ	ウム	御出征ヲ祝シ皇國ノタメ御奮闘ヲ祈ル

② 吊慰文例

例

番號	(2) 弔慰文例
一	謹ミテ御逝去ヲ悼ム
二	謹ミテ御悔ミ申ス
三	謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス
四	御逝去ヲ悼ミ御冥福ヲ祈ル
五	御永眠謹ミテ御悔ミ申シマス
六	謹ミテ護國ノ英靈ニ對シ敬弔ノ意ヲ表ス
九	御尊父様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス

③ 年賀文例

例

略號エテアサ謹ミテ新年ヲ賀ス  
謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ゲマス  
明ケマシテ御芽出度ウ御座イマス  
新玉ノ年ノ始ノ御壽芽出度ク御祝ヒ申上ゲマ  
文例

廿

新玉ノ年ノ始ノ御壽芽出度夕御祝

申上ゲマ

キユメミ謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈ル  
謹ミテ新年ヲ賀シ平素ノ御無音ヲ謝ス  
謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願フ  
新年御芽出度ウ御座イマス相變ラズ御引立  
テワ順ヒマス  
謹ミテ年頭ノ御挨拶ヲ申上ゲ益々御繁榮ヲ  
祈ル  
謹ミテ新年ヲ賀ス早々賀詞ヲ賜ハリ難有存  
ジマス  
洋上ヨリ遙ニ故國ノ新年ヲ賀ス  
新年ヲ賀シ御安着ヲ待ツ  
謹ミテ新年ヲ賀シ一路平安ヲ祈ル  
新年御芽出度ウ御座イマス當方皆無事御安  
心下サイ  
謹ミテ新年ヲ賀ス皇國ノタメ一層御奮闘ヲ  
祈ル

- (4) All affection and good wishes for a Merry Christmas to you and yours.
- (5) We all join in wishing you a Merry Christmas.
- (6) Love and a Merry Christmas to you all.
- (7) May your Christmas be a merry one and the New Year full of happiness.
- (8) May Christmas bring you naught but joy and banish all care and sorrow.
- (9) Allow us to extend to you our Holiday Greetings and to wish you a most Happy and Successful New Year.
- (10) To you, as one of our old and valued customers, we send a Merry Christmas and a Happy New Year. May our friendly relations continue for many years to come.

## 外國祝賀電報文例(任意文)

### NEW YEAR GREETINGS

- (1) Best wishes for the New Year. May it bring to you and your family health, happiness, peace and prosperity. May it see your hopes fulfilled and may it be rich in the successful accomplishment of your highest aims.
- (2) Best wishes for a Happy New Year.
- (3) May it be a Happy Year full of health and all good things for my (our) dear friend (friends).
- (4) May peace and happiness be yours in the New Year. May fortune smile upon you and favor you with many blessings.
- (5) My (Our) best wishes for a New Year rich in blessings.
- (6) May the New Year be a good year to you and yours is the wish of your friend.
- (7) May the coming year and all that succeed it deal lightly and kindly with you.
- (8) May the coming year bring you happiness in fullest measure.
- (9) The happiest of New Years to you and yours.
- (10) May the New Year bring you the fullest measure of health, happiness and prosperity.

### CHRISTMAS GREETINGS

- (1) Every good wish for a Merry Christmas and a happy and prosperous New Year.
- (2) My (Our) very best wishes for a Merry Christmas.
- (3) Merry Christmas to you and all the family.

389  
533

品賣非

印刷人	印刷所	發編行輯人兼	發行所	昭和十三年十二月二十日印 刷
原田常次郎	東京市京橋區八丁堀二丁目一番地	東京市麴町區丸ノ内一丁目一番地	法社人團(日本旅行協同會)	昭和十三年十二月二十五日發行
原田彌一郎	東京市京橋區八丁堀二丁目一番地	東京市麴町區丸ノ内一丁目一番地	ジャパン・ツーリスト・ビューロー	

國定ローマ字綴り方表

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kyा	kyু	kyো
sa	si	su	se	so	syা	syু	syো
ta	ti	tu	te	to	tyা	tyু	tyো
na	ni	nu	ne	no	nyা	nyু	nyো
ha	hi	hu	he	ho	hyা	hyু	hyো
ma	mi	mu	me	mo	myা	myু	myো
ya	i	yu	e	yo			
ra	ri	ru	re	ro	ryা	ryু	ryো
wa	i	ú	e	o			
ga	gi	gu	ge	go	gyা	gyু	gyো
za	zi	zu	ze	zo	zyা	zyু	zyো
da	zi	zu	de	do	zyা	zyু	zyো
ba	bi	bu	be	bo	byা	byু	byো
pa	pi	pu	pe	po	pyা	pyু	pyো

昭和12年9月21日官報第3217號で公布された内閣訓令  
第三號に依るローマ字綴り方表

〔尙昭和13年3月8日鐵道公報「達第一二七號」参照〕

終